

## 第二節 日清・日露戦争と町村

### 第一項 国政と衆議院選挙

**日清戦争と政党** 日清戦争は明治政府が行った初めての本格的な対外戦争であった。戦争の結果はあっけなく日本の勝利に終わった。動員兵力は約二〇万人で、戦没者は日清戦争で約八四〇〇人、台湾出兵で約四六〇〇人であった。三重県の戦没者は各々一九二人、一〇一人であった。全国の戦没者合計約一万三〇〇〇人のうち、戦闘による戦死者は一四〇〇〇人で、約一万二〇〇〇人は疫病などによる病死者であった。ただし、輸送を担当した軍夫（軍属）はこの中に含まれておらず、軍夫の戦死・戦病死者は約七〇〇〇人いたと推計されている。

日清講話講和条約後、ドイツ・フランス・ロシアによる三国干渉があり、その後日本は「がしんしよたん臥薪嘗胆」を合い言葉に日清戦争へと進んでいった。

日清戦争開戦は、国内政治を一変させた。初期議会で「民力休養」を叫んで政府と対立していた民党（自由党・改進黨）は、政府と妥協し、挙国一致で戦争に協力した。日清戦争後、民党は政府の「富国強兵」「民力育成」政策に賛成し協力し始めた。

一八九八（明治三十一）年六月、自由党と進歩党（改進黨が改称）は合同して「憲政党」を結成した。憲政党は衆議院の三分の二を占めた。首相の伊藤博文は辞表を提出し、同時に憲政党から首相を任命するように天皇に上奏した。六月三十日、憲政党の大隈重信を首相に、いたがきたいすけ板垣退助を内相とする「わいはん隈板内閣」が誕生した。「隈板内閣」はわずか四ヶ月で内部崩壊し、憲政党は「憲政党（自由党系）と憲政本党（進歩党系）に分裂した。

変質した民党は、絶えず官僚・保守派の政府と妥協を繰り返

した。この背景には資本主義経済の発展により大土地所有者が資本家へ転換し、彼等は鉄道網・道路網、港湾整備などの産業基盤の確立を欲したことがある。軍拡と公共事業拡大を進める政府の積極政策に政党側も同調したのである。前述のように、「隈板内閣」辞任直後の十二月地租増徴法（地租二・五％から三・三％へ）が成立したのである。

この後、憲政党（自由党派）は一九〇〇（明治三十三年）に立憲政友会を結成した。世間では自由党が伊藤博文に身売りしたと評した。

**鈴鹿郡での衆議院選挙** 一九〇〇年八月衆議院議員選挙法が改正され、選挙権者の納税資格が直接国税一五円以上から一〇円以上に切り下げられた。これにより有権者数は約五〇万人から九八万人へと倍加した。選挙区割もこの時変更になり、三重県内は、津市・四日市市（各定員一名）の都市選挙区と郡部選挙区（定員七名）に分かれた。商工業者の多い都市部で議員を出し易くなったのである。逆に鈴鹿郡など一五郡全体が一選挙区となり、候補者は広い選挙区で票を奪い合う激戦を繰り広げることになった。

鈴鹿郡は従来から自由党系が強い地域であったが、その後継の立憲政友会も鈴鹿郡を地盤とした。選挙法改正後最初の衆院選挙が一九〇二年（明治三十五年）八月十日に行われた。河芸郡・鈴鹿郡を地盤とする鈴木充美（立憲政友会）は、鈴鹿郡内の得票はトップであったが落選した。ちなみにこの時津市選挙区の当選者の得票は三四七票、四日市の当選者の得票は一五九票で、郡部選挙区の最下位当選者の得票は二〇九九票であった。郡部の当選必要票数は都市部の一三倍にも上っていた。翌一九〇三年六月の選挙でも鈴鹿郡内候補はおらず、三重郡・安濃郡・度会郡等を地盤とする候補者が郡部選挙区を制した。

## 第二項 府県制・郡制の施行

**三重県に府県制・郡制施行** 府県制施行まで県政の基本構造は変わらなかつた。ただし、明治十年代より県庁（県知事）の町村に対する監督権は強化された。後述するように、町村制では町村長に対し戸籍管理・徴税・徴兵等の国政委任事務を課し、県知事は郡長を通して町村を監督した。

三重県では、一八九六（明治二十九）年四月に二一郡を一五郡に合併した後一八九七年九月から郡制を施行した。その後一八九八年四月から府県制が施行された。府県制施行によって、制限付きの自治であるが、府県は法人格を認められ、県会の権限も強化された。

**府県制施行後の県会議員選挙** 一八九八年（明治三十一）四月に三重県に「府県制」が施行されたが、翌一八九九年に「府県制」は改正された。「旧府県制」では、民権派の府県会への進出を防止するために、「間接選挙制」が採用されていた。「旧府県制」では、

第二条 府県会ハ府県内郡市ニ於テ選挙シタル議員ヲ以テ之ヲ

組織ス

と定めており、市会と郡会の議員が、各市・郡選挙区の県会議員を選出する仕組みであつた。後述するように「郡制」（旧）でも、郡会議員は、住民の直接投票ではなく、大地主と町村会代表が各々郡会議員を選ぶ方式を採っていたので、二重の間接選挙であつた。

「旧府県制」では三重県の県会議員定数は三五名、鈴鹿郡の定数は二人であつた。この方式で一八九八年四月に唯一回の間接選挙による県議選が行われた。後述のように半年前の郡制施

行により各郡に郡会が設置され郡会議員が選ばれていた。鈴鹿郡の郡会議員は二六名で、彼等により史<sup>2125</sup>のように県議員が選出された。第一位当選者の野間佳次郎は一七票、第二位の小河市五郎は一六票という少数の得票であった。郡会議員は地主と地主・富農層が圧倒的に多数であったから、事前に内輪で候補者の調整が行われたのであろう。

「改正府県制」は、間接選挙を廃止し直接選挙を採用した他、議員の半数改選を廃止した。これにより四年任期の全員改選制に変わった。さらに有権者資格も次のように拡大した。

第六条 府県内ノ市町村公民ニシテ市町村会議員ノ選挙権ヲ有

シ且其府県内ニ於テ一年以上直接国税年額三円以上ヲ納ムル者ハ府県会議員ノ選挙権ヲ有ス

基本的には市町村会議員の有権者で一年以上直接国税三円以上を納める公民が有権者と認められた。これにより三重県の有権者数は一八九七年の四万六八四四人から一八九九（明治三十二年）年には五万七六三〇人に増加した。鈴鹿郡の有権者数は、一八九七年の三〇六一一人から一八九九年の三六〇〇人へと一八%増加した。さらに重要なことは、従来は記名投票（投票用紙に選挙人の氏名を記入）とされていたが、それを無記名投票に変更したことである。匿名制とくめいせいにしたことよって投票の自由が確保されたため、有力者や地域による締め付けが弱体化し始めることになる。

直接選挙制へ転換後最初の県議員選挙は、一八九九年十月十日に行われた。鈴鹿郡の投票結果は、

七百五十八票 古田富治郎（自）

五百十四票 宮崎敬三郎（自）

四百九十二票 小河市五郎

で前職が議席を維持した。二名共前回は中立の立場であつたが、今回は憲政党（自由党系）に所属していた。

**郡制施行と郡会開設** 前述のように三重県では一八九七（明治三十）年九月一日から郡制が施行された。その前に郡制施行の条件である郡の統合が行われた。一八九六年四月一日に郡の配置分合が行われた。鈴鹿郡等九郡は変化が無かつたが、「阿拝郡及山田郡ヲ廃シ、其ノ区域ヲ以テ阿山郡ヲ置ク」（法律第四十六号）のように一二郡が六郡に統合され、県内は一五郡となつた。奄芸郡と河曲郡は配置分合で河芸郡となり、郡役所は白子町に置かれた。

「郡制」は郡会の設置を定めており、この時から始めて郡会議員の選挙が行われるようになった。

三重県で施行当時の旧「郡制」（明治二十三年五月十七日法律第三十六号）では、

第四条 郡会ハ郡内町村ニ於テ選挙シタル議員及大地主ニ於テ選挙シタル議員ヲ以テ之ヲ組織ス

第五条 町村ニ於テ選挙スヘキ郡会議員ノ数ハ每町村各一名トス（中略）

第六条 一町村ニ於テ一名以上ノ議員ヲ選挙スルハ其町村会之ヲ行ヒ（中略）

第八条 大地主ハ町村ニ於テ選挙スヘキ議員定数ノ外其定数ノ三分ノ一ヲ互選スルモノトス（中略）

第九条 大地主トハ郡内ニ於テ町村税ノ賦課ヲ受クル所有地ニシテ地価総計一万元以上ヲ有スル地主ヲ云フ

と定めていた。すなわち郡会議員は住民の直接選挙ではなく、町村会による選挙と大地主による選挙で選出し、議員の四分の

三を町村会代表議員、四分の一を大地主代表議員で構成することにしていた。この仕組みはプロシアの地方制度を参考に、郡内大地主の発言権を最大限に保障するものであった。

**鈴鹿郡会議員選挙** 鈴鹿郡の郡会議員定数は町村数により二〇名が町村会代表議員で、大地主代表議員数は六名であった。間接選挙による郡会議員選挙は一八九七年（明治三十）十月に行われた。

選挙に先立ち、鈴鹿郡の大地主の調査が行われ、名簿が作成された。史<sup>2126</sup>が鈴鹿郡に地価一万円以上の土地をもつ地主である。一〇名のうち、<sup>2127</sup>うち郡内に居住する者は六名、郡外居住者は四名である。史<sup>2127</sup>のように大地主による互選の結果、郡内居住者六名全員が大地主代表議員に当選した。この時の各地主の所有地の地価額は判明していないが、翌年九月に貴族院多額納税議員互選人を調査した名簿によると、前記の郡内居住地主の地価額は、

一万六四九八円余	亀山町	安藤良蔵
一万〇一一〇円余	神辺村	井崎熊太郎
一万二四九〇円余	昼生村	臼井常可
一万〇五六五円余	井田川村	宮崎新治
一万一〇七一円余	牧田村	中川定八
一万〇〇一八円余	国府村	岸 与三松

（鈴木喜八『日本全国商工人名録 第二版』）

である。郡外地主では四日市市の三輪猶作が所有地価額が最高で一万八二五八円余であった。

各町村に一名の議員枠が割当られ、町村会代表議員は左記のように決まった。

亀山町	田辺訥男、	関町	橘敏三、
加太村	坂直次郎、	坂下村	大原信次郎、

神辺村	西村政次郎、	昼生村	増田孫十郎、
野登村	川戸飛佐治、	白川村	小川藤吉、
井田川村	小林朝郎、	槇尾村	保田登、
川崎村	古田富次郎、	石薬師村	加藤弥一郎、
久間田村	中津常太郎、	国府村	宮崎三造、
庄野村	小林小平次、	高津瀬村	小川市五郎、
深伊沢村	桂 兵作、	庄内村	佐藤邦光、
牧田村	伊藤弥九郎	桂村	田川九郎、

〔伊勢新聞〕十月七・八日

一八九九年（明治三十二）三月の郡制改正により、郡会議員選挙は一町村一選挙区の直接選挙に変わった。選挙権者は直接国税三円以上を納める町村公民で、有権者数は急増した。新制度最初の郡会議員選挙は同年九月三十日に行われた。鈴鹿郡は亀山町のみが定員二名、他の町村は定員一名で合計定数は四一名であった。鈴鹿郡の有権者数は三六〇〇人であった。亀山町以外は各町村選出議員が一名であるため町村内での候補者争いは激烈となった。町村制施行後も大字（旧町村）が町村会議員候補選抜（大字推薦）の基本単位であつたため、大字を横断して郡会議員候補を絞ることは困難であつた。有力者による「予選制度」が最も早く崩れたのが郡会議員選挙であつたようだ。一九一〇年（明治四十四）九月の郡会議員選挙で、関町では区長（大字）間の調整がつかず、関町長から第三区長宛（史<sup>2128</sup>）に、

郡会議員候補推薦ノ件、御協議中ノ処、右ハ町平和ヲ維持スル上ニ於テハ、寧口候補者ヲ推薦セザル方、却テ穩当ト存セラレ候条、御承知相成候

追而本件ハ、各個ノ自由ニ任セ運動ケ間敷其他、違法ノ行為無之様、一般へ篤ク御注意相成度、為念申添候也

と、今回は自由競争に任せる旨の通知を町長から区長へ出している。

初期の郡会議事録は残されていないが、『三重県史 資料篇 近代1』に、一八九九年度（明治三十二）の鈴鹿郡予算案が収録されている。それによると、歳入額は經常部八七四円余、臨時部四八二円余の合計一三五六円余であった。經常部収入の九九%の八六二円余は町村分賦額であり、臨時部は全て繰越金であるので、歳入は町村負担金に全面的に依存していた。歳出総額一三五六円余のうち、郡吏員費（全て郡視学費）が六一九円余と四六%を占め最多で、次に勸業費（全て郡農会補助費）が三七〇円余で二七%であった。三番目が会議費（一六一円余）、四番目が教育費（一二一円余）で、後は衛生費と雑費合わせて八三円である。郡長以下の主要郡吏員の給料は県費から支出されたので、一位の郡視学費と四位の教育費（准教員講習会費）を含め歳出の五五%が教育費であり、これと勸業費とで六八%を占めていた。

歳出の用途から分かるように、明治後半期の郡役所の役割は、県庁の指揮の下で主に町村や郡内の各種団体を監督・奨励することであった。その中心は教育、勸業（農事改良）、衛生であった。相変わらず独自の財源（税）を持たなかったので、財政規模は非常に小さかった。

日露戦争前後から、鈴鹿郡役所は『鈴鹿郡治要覧』『鈴鹿郡統計書』などを作成し、郡内の行政・教育・勸業・衛生等の実態調査を行い、特に日露戦争後の地方改良運動では、大きな役割を果たした。一九〇八年（明治四十一年）三月二十七日から『鈴鹿郡公報』を発行し、郡行政の広報とした。『鈴鹿郡公報』の紙面を通して、各時期の郡内町村の様子を知ることができる。